

太陽光発電施設の設置等に関する条例

維持管理等計画

事業名称	佐藤建設第一発電所	
事業地 (土地の地番は全筆記入すること。)	宮城県亶理郡亶理町長瀬字南原 73-1	
設備ID (FIT認定を受けている場合)	A591616B04	
設備の責任者	住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	宮城県岩沼市下野郷字出雲屋敷 80
	氏名 (法人にあっては、名称及び代表者氏名)	株式会社佐藤建設 代表取締役 佐藤房弘
	電話番号	0223-24-0545
実際に維持管理等を行う者 (委託の場合は、委託先)	住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	宮城県名取市手倉田字八幡 492-13
	氏名 (法人にあっては、名称及び代表者氏名)	本杉電気管理事務所 本杉謙一郎
	電話番号	022-382-7091
人員配置及び体制計画	責任者： 1名 (電気主任技術者) 作業員： 1名	
維持管理等の内容・方法 ※作業時期は変更となる場合があります。	年次点検	
	点検の時期	毎年5月実施
	内容・方法	詳細別紙記載
	月次点検	
	点検の時期	2.4.6.8.10.12月 (隔月実施)
	内容・方法	詳細別紙記載
	除草作業の時期	毎年8月頃 (適宜実施)
その他	日常巡視による点検を適宜実施	

点検・測定等の実施基準
(需要設備、受変電設備)

○印は該当項目を示す。

電 気 工 作 物		点 検 ・ 測 定 項 目	点 検 種 別				臨 時 点 検
			需要設備	日常巡視	月次点検	年次点検	
				随時	隔 月 1 回	毎 年 1 回	
受変電設備	随時	隔 月 1 回	毎 年 1 回				
引込設備・受変電設備・配電設備・二次変電設備等	区分開閉器 送出線 電柱及び支持物 ケーブル	外観点検 観察点検 絶縁抵抗測定 保護継電器との連動動作試験 保護継電器の動作特性試験	*	○	○	電 気 事 故 が 発 生 し た 場 合 若 し く は 発 生 の お そ れ が あ る 場 合 等 必 要 に 応 じ て 特 別 に 点 検 ・ 測 定 等 を 行 う 。	
	変電室・電気室 キュービクル	外観点検 計器指示値の確認	*	○	○		
	断路器 遮断器 開閉器 高圧負荷開閉器	外観点検 観察点検 絶縁抵抗測定 保護継電器との連動動作試験 保護継電器の動作特性試験 絶縁油試験 内部点検		○	○ 必要の都度 必要の都度		
	電力用ヒューズ	外観点検 観察点検 絶縁抵抗測定		○	○		
	計器用変成器	外観点検 観察点検 絶縁抵抗測定		○	○		
	変圧器	外観点検 観察点検 絶縁抵抗測定 温度・二次漏洩電流測定 絶縁油試験 内部点検		○	○ 必要の都度 必要の都度		
	母線 避雷器 その他高圧機器	外観点検 観察点検 絶縁抵抗測定		○	○		
	配電盤及び制御回路	外観点検 観察点検 絶縁抵抗測定 計器校正・シーケンス試験		○	○ 必要の都度		
	接地装置	外観点検 観察点検 接地抵抗測定		○	○		
	蓄電池設備	外観点検 観察点検 比重・液温・電圧測定		○	○		
負荷設備	電動機 電熱器 照明装置 配線配電器具 接地装置 その他電気機器類	外観点検 観察点検 絶縁抵抗測定 接地抵抗測定	*	○	○ ○ ○		

注1： *印は設置者(連絡責任者等及び発電所運転責任者を含む)が随時巡視する。

注2： 負荷設備等で、甲が専門業者に点検をさせる場合は、電気管理技術者は甲からその結果の報告を受け、確認するものとする。

注3： 絶縁油試験は、酸価度・絶縁耐圧試験を行う。

点検・測定等の実施基準
(太陽電池・風力・燃料電池発電所)

電 気 工 作 物		点 検 ・ 測 定 項 目	点 検 種 別			
			日常巡視	月次点検	年次点検	臨時 点検
			随時	隔 月 1 回	毎 年 1 回	
太 陽 電 池 発 電 所 注6	太陽電池 (モジュール・アレイ)	外 観 点 検	*	○	○	内 燃 力 発 電 所 に 準 ず る
		観 察 点 検			○	
		絶 縁 抵 抗 測 定			○	
		接 地 抵 抗 測 定			○	
	中 継 接 続 箱	外 観 点 検	*	○	○	
パワ-コンディショナ-	観 察 点 検			○		
	外 観 点 検	*	○	○		
遮断器 開閉器 変圧器 接地装置 その他電気機器類	受電設備に準ずる				○	
	指 示 計 測	運 転 ・ 停 止 表 示 の 有 無 発 電 電 力 ・ 発 電 電 力 量	*	○ ○	○	

風 力 発 電 所 注6	原動機・発電機関係 (風車 ナセル等)	外 観 点 検	*	○	○	内 燃 力 発 電 所 に 準 ず る
		観 察 点 検			○	
		絶 縁 抵 抗 測 定			○	
		接 地 抵 抗 測 定			○	
	内部構造等の点検			注5 ○		
蓄電池設備	外 観 点 検			○	○	
	観 察 点 検			○	○	
	比 重 ・ 液 温 ・ 電 圧 測 定			注4 ○	○	
遮断器 開閉器 その他電気機器類	受電設備に準ずる				○	
	指 示 計 測	運 転 ・ 停 止 表 示 の 有 無 発 電 電 力 ・ 発 電 電 力 量	*	○	○	

燃 料 電 池 発 電 所 注6	電池本体	外 観 点 検	*	○	○	内 燃 力 発 電 所 に 準 ず る
		観 察 点 検			○	
		絶 縁 抵 抗 測 定			○	
		接 地 抵 抗 測 定			○	
	電力変換装置	外 観 点 検	*	○	○	
遮断器 開閉器 その他電気機器類	観 察 点 検			○		
	絶 縁 抵 抗 測 定			○		
指 示 計 測	受電設備に準ずる				○	
	運 転 ・ 停 止 表 示 の 有 無 発 電 電 力 ・ 発 電 電 力 量	*	○ ○	○		

注5：当該設備製造者(メーカー等)、その他当該設備の構造・性能精通者(メンテナンス業者)により行い、その結果を電気管理技術者に報告するものとする。

注6：当該発電所の点検(月次・年次)については、電気管理技術者と設置者は協議によりこの規程の他に別途細目を作成することができるものとする。

点検・測定等の項目及び点検種別等の説明

A 点検・測定等の項目

1. 外観点検 : 電気を活線下の状態において、はしご、その他の器具を用いないで到達できる範囲内で最も見やすい箇所から、①目視(必要に応じて簡単な携帯用計器の使用を含む。)による損傷、汚損、腐食等の有無、聴覚による異音、臭覚による異臭の有無②電線と他物との離隔距離の適否③機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無④接地線等の保安装置の取付け状態等を確認することをいう。
2. 観察点検 : 電気を停電の状態において容易に到達できる範囲内で最も見やすい箇所から目視による異常、触覚による異常の有無(必要に応じて塵埃等の除去及び機器の内部点検を含む)を確認することをいう。
ただし、柱上設備など高所に設置され、触手することができない機器については、必要に応じて双眼鏡等を用いて確認することをいう。
3. 保護継電器の動作特性試験 : 保護継電器について電流・電圧・位相等による動作特性試験(単体試験)を行い、メーカー、JIS等の各種規格により指定された規定値により適否を判断することをいう。
4. 保護継電器の連動動作試験 : 当該継電器の整定値に対する開閉器・遮断器との連動動作時間を測定し、メーカー規定値内であるか確認することをいう。
5. 内部点検 : 遮断器・開閉器の機構部の機能の点検及び変圧器の過負荷使用による漏油等の異常の有無を点検することをいう。

B 点検の種別

1. 日常巡視 : 設置者等が日常行う巡視点検をいう。
2. 月次点検 : 活線下において点検することをいい、点検回数は契約書により定める。
 - (1) 毎月点検 : 毎月1回以上行う。
 - (2) 隔月点検 : 隔月1回以上行う。
 - (3) 3月点検 : 3月に1回以上行う。
 - (4) 6月点検 : 6月に1回以上行う。
3. 年次点検 : 停電状態にして年1回以上点検(経年変化の診断)することをいう。
4. 臨時点検 : 電気事故又はトラブルが発生した場合若しくは発生のおそれがある場合等必要に応じて特別に点検及び測定・試験を行うことをいう。
5. その他 : 電気工作物の設置又は変更の工事期間中の点検は、毎週1回以上行うものとする。